

市の人事行政の公平性・透明性を高めるため、職員数や給与、勤務条件等についてお知らせします(平成28年4月1日現在)。なお、詳細は市ホームページで公開していますのでご覧ください。

広報めまづ 検索



市職員の給与等についてお知らせします

■給与・定員管理等について

1 給与の状況

①職員給与費(平成27年度決算)

| 職員数 | 給料 | 職員手当 | 期末手当 | 合計 | 1人当たり |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 1,327人 | 50億 2,404万円 | 14億 1,971万円 | 19億 8,023万円 | 84億 2,398万円 | 635万円 |

②平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 39.8歳 | 315,667円 | 413,782円 |

※「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる時間外勤務手当、扶養手当等の諸手当の額を合計したものです。

③初任給

| 区分 | 沼津市 | 国 |
|-------|------------------------------|------------------------------|
| 一般行政職 | 大学卒 183,300円 高校卒 149,000円 | 総合職：181,200円 一般職：176,700円 |

④経験年数別の一般行政職(大学卒)平均給料月額

| 10年 | 20年 | 25年 | 30年 |
|----------|----------|----------|----------|
| 255,775円 | 366,015円 | 390,670円 | 409,759円 |

⑤各種手当

ア 期末手当、勤勉手当(平成27年度支給割合)

| 区分 | 期末手当 | 勤勉手当 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 6・12月期 | 2.60月分 | 1.60月分 | 4.20月分 |

イ 退職手当

| 区分 | 自己都合 | 応募認定・定年 |
|------|---------|---------|
| 最高限度 | 49.59月分 | 49.59月分 |

※平成28年度末における月数です。

ウ 地域手当(平成27年度決算額)

| 支給率 | 1人当たり平均支給年額 |
|-----|-------------|
| 6% | 23万6千円 |

エ 特殊勤務手当(平成27年度決算額)

| 種類 | 1人当たり平均支給年額 |
|------|-------------|
| 14種類 | 10万5千円 |

オ 時間外勤務手当(平成27年度決算額)

| 支給総額 | 1人当たり平均支給年額 |
|-----------|-------------|
| 4億8,987万円 | 41万円 |

カ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当等

⑥特別職の給料等

| 区分 | 市長 | 副市長 | 教育長 | 議長 | 副議長 | 議員 |
|------------------|---------------|------|--------|------|--------|--------|
| 給料・報酬月額 | 100万5千円 | 80万円 | 72万5千円 | 60万円 | 53万7千円 | 49万3千円 |
| 期末手当(平成27年度支給割合) | 6・12月期 4.20月分 | | | | | |

2 職員数及び任免の状況

①職員数

| 平成27年度 | 平成28年度 | 対前年度増減 |
|--------|--------|--------|
| 1,940人 | 1,932人 | -8人 |

②採用及び退職

| 採用 | 退職(退職、免職、失職) | | | | | |
|------|--------------|------|-----|----|-----|------|
| | 定年 | 応募認定 | 普通 | 死亡 | その他 | 合計 |
| 115人 | 49人 | 4人 | 55人 | 1人 | 14人 | 123人 |

※採用は平成27年4月2日～平成28年4月1日の人数。退職は平成27年4月1日～平成28年3月31日の人数。

■勤務条件・サービス等について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間(特別な形態による場合を除く)
8時30分～17時15分

②年次有給休暇の使用状況(平成27年度)

1人当たり平均8.4日使用

③特別休暇等の導入状況

- ・病気休暇：公務上傷病、私傷病
- ・特別休暇：結婚、産前、産後、子の看護、忌引、夏季等
- ・介護休暇：家族の介護
- ・組合休暇：職員団体業務従事

2 休業に関する状況(平成27年度)

育児休業の取得者 女性41人取得

3 退職管理の状況(平成27年度)

課長級以上の退職者のうち14人が再就職

4 分限及び懲戒処分の状況(平成27年度)

| 分限処分者 | | | | 懲戒処分者 | | | |
|-------|----|-----|----|-------|----|----|----|
| 降給 | 降任 | 休職 | 免職 | 合計 | 戒告 | 減給 | 停職 |
| 0人 | 0人 | 11人 | 0人 | 11人 | 0人 | 1人 | 2人 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 3人 | 3人 | 0人 | 0人 | 0人 |

5 サービスの状況

公務員倫理の確保、服務規律の遵守及び飲酒運転防止等に関する各種通知を発生、その周知徹底を図りました。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

- ・沼津市人材育成基本方針に基づき、職員研修所研修及び職場研修等を実施しました。
- ・定期昇給期等に勤務成績についての評価を行いました。

7 福祉及び利益の保護の状況

定期健康診断、メンタルヘルズ相談等を実施し、職員の健康確保を図りました。

8 人事評価の状況(平成27年度)

平成28年度中の実施に向け試行を実施しました。

9 公平委員会の業務の状況

平成27年5月27日になされた懲戒処分(6カ月間停職)に対する不服申立て1件

◆市債と企業債の状況

市債とは、学校や道路等、後世にわたって使用するものを建設するためなどに、国や銀行から長期に借り入れる資金(借金)のことです。市債には、一度に多額の出費を必要とする事業の財源を確保し、その返済を長期間分割することで、市の財政負担を均一にし、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしています。

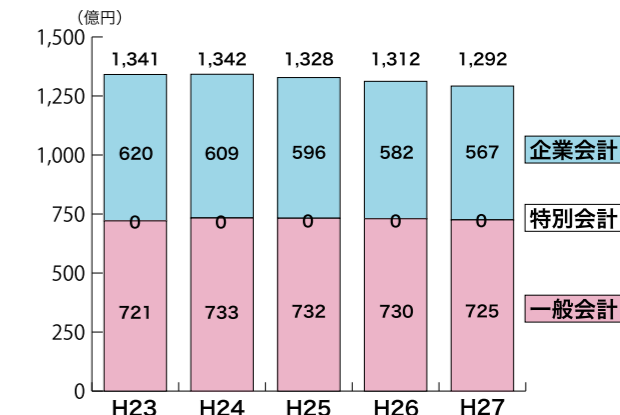
また、企業債とは、病院事業や水道事業、下水道事業の運営に必要な設備投資のための借入金で、医療費や水道料などの収入で返済します。

●市債・企業債等残高(平成27年度末現在)

| 市債 | 一般会計 | 725億1,933万円 |
|-----------|-------------|-------------|
| | 特別会計 | 0円 |
| 合計(1人当たり) | 725億1,933万円 | (36万2,776円) |
| 企業債 | 病院事業会計 | 37億4,498万円 |
| | 水道事業会計 | 114億4,050万円 |
| | 下水道事業会計 | 414億4,898万円 |
| | 合計(1人当たり) | 566億3,446万円 |

※1人当たりの数値は、平成28年3月末日現在の人口(199,901人)で割り出しています。

●市債・企業債等残高の推移



※企業会計の数値には、一時借入金を含みます。

◆健全化判断比率等から見た沼津

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性を判断するための比率で「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つがあります。

この4つの比率を早期健全化基準(財政上のイエローカード)、財政再生基準(財政上のレッドカード)と比較し、基準を上回ると健全化計画の策定が必要になります。資金不足比率は、企業会計の健全性を判断する比率で、経営健全化基準を上回ると経営状態が悪いと判定されます。

沼津市は下記のとおり、すべての比率において基準を上回るものではありません。

●健全化判断比率等

| | 沼津市 | | | 平成27年度 | | |
|-------------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 県内23市平均 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率(%) | 赤字額なし | | | - | 11.43 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率(%) | 赤字額なし | | | - | 16.43 | 30.00 |
| 実質公債費比率(%) | 6.8 | 5.7 | 5.0 | 7.7 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率(%) | 64.1 | 47.7 | 39.0 | 35.9 | 350.0 | - |

※県内23市平均の数値は、平成28年9月時点での暫定値です。

●資金不足比率

| | 資金不足比率(%) | | |
|---------|-----------|--------|---------|
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 経営健全化基準 | 20.0 | | |
| 病院事業会計 | 資金不足額なし | 0.6 | 資金不足額なし |

- ▶実質赤字比率…一般会計などの赤字の程度を数値化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、この数値が高いほど財政運営の悪化を示す。
- ▶連結実質赤字比率…すべての会計の赤字や黒字を合算して、赤字の程度を数値化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、この数値が高いほど財政運営の悪化を示す。
- ▶実質公債費比率…標準財政規模に対して、借入金(地方債)の返済額等の程度を数値化したもの。
- ▶将来負担比率…一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を数値化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
- ▶早期健全化基準…4つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合、財政の早期健全化が必要な財政健全化

用語解説

- ▶団体と判定され、国や県の指導の下、財政再生計画を策定し健全化に取り組む。
- ▶財政再生基準…将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合、財政の再生が必要な財政再生団体と判断され、国の強い指導の下、財政再生計画を策定し、国等の関与や制約を受けながら健全化に取り組む。
- ▶資金不足比率…企業会計の資金不足を料金収入の規模と比較し数値化したもので、この数値が高いほど経営状態の悪化を示す。
- ▶経営健全化基準…資金不足比率がこの基準を超えた場合、経営健全化団体と判定され、国や県の指導の下、経営健全化計画を策定し健全化に取り組む。